

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会福祉員設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の事業の円滑な運営を図るために、地域に福祉員を設置し、もって地域の福祉活動を推進することを目的とする。

(設置区分)

第2条 福祉員は各町内会から選出する。

(職 務)

第3条 福祉員の職務は次のとおりとする。

- (1) 地域の町内会長並びに担当民生委員と密接な協力のもとに町内会の福祉活動を進める
- (2) 社協の行う福祉事業に協力し、地域住民に周知徹底を図ると共に福祉を高める運動に努める
- (3) 常に地域住民の健康、福祉に欠ける状況を把握し、社協と連絡の上その対策を講ずること
- (4) 社協の全戸加入を進め、会費の徴収及び各種募金（共同募金、歳末たすけあい運動）に協力する
- (5) その他、福祉一般に関する調査連絡等に関すること

(委 嘱)

第4条 福祉員は、町内会住民の中から社会福祉活動に関心と熱意のあるもので、町内会において推薦された者を社協会長が委嘱する。

(会議の招集)

第5条 福祉員の会議、研修等の開催は、社協会長がこれを招集する。

(任 期)

第6条 福祉員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し町内会の実情により短縮することができる。

2 補欠により就任した福祉員の任期は前任者の残任期間とする。

《改正》R5.6.1

附 則

この規程は平成7年6月1日より施行する。

この規程は令和5年6月1日より施行する。